

- ⑤ 甲は丙が、本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した時は、以下の条件により乙は甲に紹介料を返金する。

《支払条件》

採用日より 1 ヶ月未満の退職、解雇の場合 第4条の対価の50%を乙は甲に返金する。

第5条（労働条件の明示と確認）

甲は丙の採用を決定した場合は、丙が入社するに当たって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

第6条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - (4) 受領者が独自に開発したもの

第7条（契約に定めのない事項の取扱い）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑問を生じた場合、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第8条（求人条件等の情報開示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場所を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。